

第4節 住み良い生活環境の確保

大気環境の保全

【1】環境の状況

本市における大気汚染は都市型と産業型の複合型であり、主な原因には、事業場の燃料使用および排ガス、冬期間の暖房使用に伴って排出されるばい煙、自動車による排気ガスなどがあります。また、近年は微小粒子状物質（PM2.5）が高濃度になることがあり、高齢者などの高感受性者に対する情報提供が求められます。

本市では大気の状態を常時監視しており、令和5年度は全ての測定局で環境基準を達成しました。

本市において、人が嫌なにおい、不快なにおいと感じる主な悪臭の発生源には、製紙工場や魚粕・ミール工場などがありますが、近年は燃料費の高騰に伴い、廃材や廃油を利用したボイラー・ストーブを使用する事業者が増え、そこから発生する煙の臭気に関する苦情の割合が増加しています。

令和5年度は特定悪臭物質環境調査（4地点）、立入検査（4事業場）ともに、規制基準の超過はありませんでした。

関連するSDGs



目標と管理指標

指 標	基準年 2019年度 (令和元年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
大気汚染に係る環境基準達成率	100%	100%	100%	100% (100%を維持)

大気環境を保全するために法律や条例で規制される施設

大気汚染に係る法律や条例では、事業場から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められており、大気汚染物質の排出者などはこの基準を守らなければなりません。

	規制対象となる ばい煙発生施設	規制対象となる 粉じん発生施設
大気汚染防止法	ばい煙の発生量が一定規模以上のボイラー、乾燥炉など	粉じんの発生量が一定規模以上の鉱物・土石の堆積場、破碎機など
北海道公害防止条例	大気汚染防止法の対象外となる有害ガスなどを発生する施設	大気汚染防止法の対象外となる原材料置き場や小型の破碎機など
釧路市公害防止条例	大気汚染防止法の対象外となる小型のボイラー	

本市における大気汚染に係る法律や条例の対象となる施設の届出数は右記のとおりとなっています。

なお、「大気汚染防止法」に基づく事業場の立入調査や指導などについては、北海道が実施しています。令和5年度は、32件（延件数）の立入検査を実施し、基準違反はありませんでした。

令和5年度
大気汚染防止法などに基づく特定施設の届出数

区分	ばい煙 発生施設	粉じん 発生施設
大気汚染防止法	516	80
北海道公害防止条例	0	337
釧路市公害防止条例	174	-

〔２〕施策

大気汚染・悪臭の防止

	施策の方向性	取組
大気環境の現況把握	■ 大気汚染物質・悪臭物質の測定を実施し、大気環境の的確な把握に努めます。	①大気汚染物質の測定 ②悪臭物質の測定
事業活動による大気汚染の未然防止	■ 公害防止協定を締結している工場・事業場などと協力し、大気汚染の未然防止に努めます。 ■ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ■ マニュアル作成などにより、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。 ■ 廃棄物の不適正な焼却を防止するため、法令などに基づく指導や啓発を進めます。 ■ 廃材や廃油を利用したボイラー・ストーブの適正な使用や管理について、指導・啓発していきます。	③公害防止協定の推進 ④がんばる企業応援資金の活用 ⑤公害関係法令手続きの支援 ⑥野焼き防止および小型焼却炉使用防止の啓発、指導 ⑦ボイラー・ストーブの適正な使用と管理の啓発・指導
PM2.5 対策	■ PM2.5 の高濃度発生に伴う注意喚起が必要となった際は、北海道と連携し迅速に対応します。	⑧PM2.5 の監視
自動車交通対策	■ 公共交通機関の利便性向上や、歩道・自転車道の整備など、環境負荷の低い交通体系の構築に努めます。 ■ エコドライブやエコカーの普及を推進します。	○乗合タクシーの運行（P7 参照） ○エコドライブ講習会の実施（P6 参照） ○次世代自動車の導入（P5 参照）
アスベスト対策	■ 市有施設におけるアスベスト使用の状況を把握し、飛散防止に努めます。 ■ 関係機関と連携・協力して、建築物の解体現場などから大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。	⑨市有施設アスベスト使用状況の把握 ⑩関係機関と協力した建築物解体現場における指導・啓発

大気環境の現況把握

①大気汚染物質の測定

本市では、一般大気環境の測定局を昭和小学校、釧路高専に設置しています。各測定局では、二酸化硫黄（SO₂）、窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）、風向、風速の各項目について測定を行っています。また、北海道が、昭和小学校測定局にて微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っています。

大気測定局と測定項目

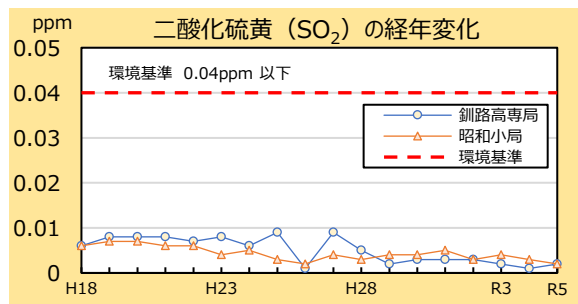
	釧路高専局	昭和小学校局
二酸化硫黄(SO ₂)	○	○
窒素酸化物(NO _x)	○	○
浮遊粒子状物質(SPM)	○	○
微小粒子状物質(PM2.5)	-	○※
風向風速	○	○

※PM2.5は北海道が測定

■二酸化硫黄（SO₂）

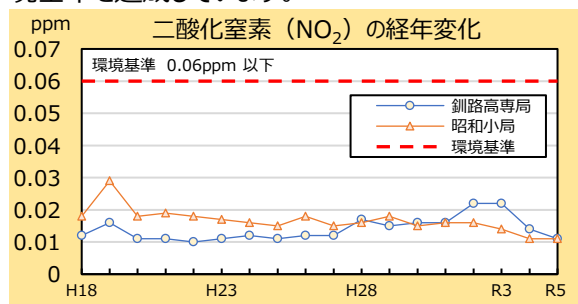
二酸化硫黄は、主として石油や石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって発生し、事業場のボイラーなどが主な発生源となっています。

本市では、大気測定局2局で二酸化硫黄を常時監視しており、令和5年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。

■二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素は、燃料や空気中の窒素分が燃焼に伴って酸化して発生し、自動車などの移動発生源による影響が大きいことが特徴です。

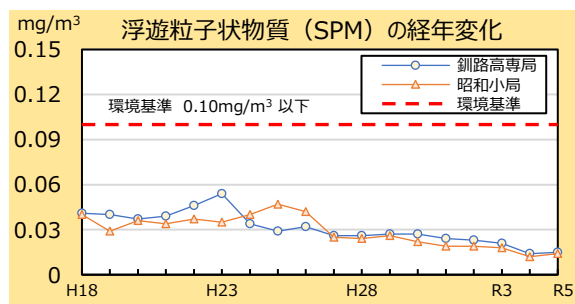
本市では、大気測定局2局で二酸化窒素を常時監視しており、令和5年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。



■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものを浮遊粒子状物質と言います。浮遊粒子状物質の主な発生源は、事業場からのばい煙、自動車の排気ガスなどがあります。

本市では、大気測定局2局で浮遊粒子状物質を常時監視しており、令和5年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。



②悪臭物質の測定

本市では、悪臭物質による大気汚染状況を把握するため、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度測定調査を行っています。

令和5年度は工場が立地する地域として、鳥取、大楽毛、昭和地区で環境調査を4回実施しました。測定結果は、4地点で規制基準の超過はありませんでした。

また、悪臭防止法に基づき、規制地域内の事業場に対し、立入検査を実施しています。令和5年度は4事業場に対し、立入検査を実施しましたが、規制基準の超過はありませんでした。

規制基準を超過した場合には、その事業場に対し、悪臭防止対策として脱臭施設の改善整備などについて指導しています。

事業活動による大気汚染の未然防止

③公害防止協定の推進

本市は、市内で主要なばい煙発生施設を有する日本製紙(株)釧路事業所、王子マテリア(株)釧路工場および(株)釧路火力発電所の3社とばい煙などの排出濃度などに関わる公害防止協定を締結しており、3社から環境データの報告を受け、協定値の遵守状況を検証し確認しています。

協定では、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんおよび水銀の排出濃度などについて、協定値を法規制値以下に定めており、3社に対しては、公害防止協定の協定値の遵守状況について立入検査などを通じて監視・指導を行っています。

また、3社と悪臭に関する協定値も定めており、日本製紙(株)釧路事業所、王子マテリア(株)釧路工場は、悪臭物質の排出濃度、(株)釧路火力発電所は臭気指数について、事業場の敷地境界で悪臭測定を行い、協定値の遵守状況を監視・指導をしています。

令和5年度は3社とも協定値を遵守していました。

④がんばる企業応援資金の活用

中小企業者または協同組合などの、新エネルギーを使用する施設または環境負荷を低減する施設および設備の導入に際して、低金利・3年間無利子の融資あっせんを行っており、市商業労政課が窓口となっています。

(令和5年度末時点)

種別	設備資金
融資限度額	5,000万円(協同組合は1億円)
融資期間	15年以内(うち据置期間は1年以内)
利率	3年間無利子、4年目以降1.3%

⑤公害関係法令手続きの支援

本市では、公害関係法令の手続きについてマニュアルを作成し、事業者への指導や円滑な手続きの支援を行っています。

令和5年度については、法改正などに伴うマニュアルの修正などはありませんでした。

⑥野焼き防止および小型焼却炉使用防止の啓発、指導

家庭や事業場などで使用される小型焼却炉は、ダイオキシン類などの有害化学物質が発生しやすいと言われています。廃棄物処理法で廃棄物の野焼きなどの不適正な焼却は禁止されているため、本市では、広報誌による啓発や発生源者への指導を行っています。

⑦ボイラー・ストーブの適正な使用と管理の指導・啓発

家庭や事業場などで使用される薪や石炭を燃料とするボイラー・ストーブは適正に使用されていないと不完全燃焼により、多量の煙や臭いが発生しやすくなります。

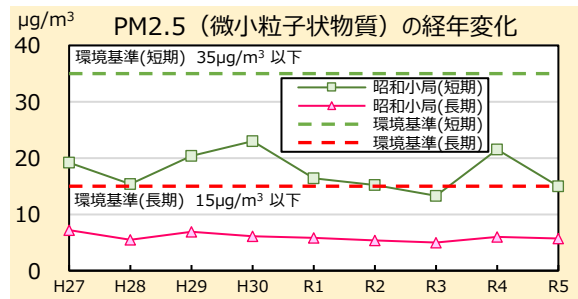
また、塗料が付着している薪を燃やすと有害物質が発生する可能性もあることから、本市では発生源者への指導を行っています。

令和5年度は1件の指導を行いました。

PM2.5 対策

⑧PM2.5の監視

本市においては、北海道が昭和小局でPM2.5(微小粒子状物質)の常時監視を行っており、令和5年度は環境基準の超過はありませんでした。



大気中のPM2.5が高濃度になることが予想される場合には、北海道と連携し、市民や関係機関に市のホームページやSNSなどによる注意喚起を促す体制が整備されています。

令和5年度は、注意喚起の目安となる基準の超過はありませんでした。

北海道による注意喚起のための暫定的な指針

午前5時～7時の1時間値の平均が85µg/m³を超過
午前5時～12時の1時間値の平均が80µg/m³を超過

アスベスト対策

⑨市有施設アスベスト使用状況の把握

本市では、アスベスト(石綿)が使用されている公共施設について、飛散が無いよう囲い込みや除去を行い、また建物の解体時には事前の調査を実施し、飛散防止や除去などの対応を行っています。

また、煙突用断熱材に含まれるアスベストについては、市が独自にマニュアルを作成し毎年点検を行っており、令和5年度に実施した結果は表のとおりとなっています。

令和5年度 市有施設の煙突用断熱材点検結果

アスベストの含有があり断熱材の劣化損傷が見られた施設	うち大気中にアスベストの飛散が見られた施設
7施設	0施設

⑩関係機関と協力した建築物解体現場における指導・啓発

アスベストが使用されている建物を解体する際に、大気汚染防止法で定められている事前調査や飛散防止がなされずに作業を進めていることが発覚した場合、同法の所管である北海道と協力し、作業の中止を求めるなどの指導を行っています。

令和5年度は、指導を行った案件はありませんでした。

水環境の保全

【1】環境の状況

水は、飲用のほか、日常生活、農水産業、工業などいろいろな目的で利用されており、人の生活に必要な不可欠なものの一つです。また、野生生物の生息のためにも良好な水環境が必要です。この大切な水が、事業場排水や生活排水などからの有機物や有害な物質によって汚染されることを水質汚濁といえます。河川、湖沼、海域などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、水系ごとに類型を指定する生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されています。

本市では環境基準の水域類型が指定されている新釧路川、釧路川、阿寒川、春採湖、阿寒湖、釧路海域のほか、それらの支川などについても北海道と協力して調査を行い、水環境の現況把握に努めています。

近年は下水道の普及に伴い、汚濁の原因となる生活排水の処理率は市内全体で 90%を超えていますが、下水道の区域外においては汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している、いわゆる未水洗化世帯が多く残っており、合併処理浄化槽への転換推進が課題となっています。

関連するSDGs

3

すべての人に健康と福祉を

6

安全な水とトイレを世界中に

8

働きがいも、経済成長も

11

住み続けられるまちづくりを

14

海の豊かさを守ろう

目標と管理指標

指 標	基準年 2019年度 (令和元年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
河川の水質汚濁に係る環境基準達成率	100%	100%	100%	100% (100%を維持)
生活排水処理率※	94.5%	94.7%	94.7%	94.9%

※市内の人口のうち、下水道に接続、または合併処理浄化槽を使用している人口の割合。

水環境を保全するために「水質汚濁防止法」で規制される施設

「水質汚濁防止法」では、事業活動によって公共用水域に排水を排出する事業場について、施設の設置や変更の際に届出が義務付けられており、一定規模以上の排水量の施設については、排水基準が定められています。また、この一律排水基準では水質の汚濁防止が十分でない公共用水域については、条例で上乗せ排水基準を定められることとなっており、北海道では、この規定に基づき上乗せ排水基準を設定し、排水規制を実施しています。

「水質汚濁防止法」に基づく事業場の立入調査や指導などについては、北海道が実施しています。

令和5年度は延べ15件の立入検査を実施し、基準違反が1件ありました。

	規制対象となる 特定施設
水質汚濁防止法	牛房施設、各種製造業の用に供する洗浄施設、厨房施設など
北海道公害防止条例	動物の飼養などに供する尿尿施設、木材など製造用に供する湿式ドラムパーカーおよび破砕機など

令和5年度 水質汚濁防止法に基づく届出数

区分	排水量 50m ³ /日 以上	排水量 50m ³ /日 未満
水質汚濁防止法	40	84

〔2〕施策

水質汚濁の防止

施策の方向性		取組
水環境の現況把握	■ 公共用水域などにおける水質汚濁物質の測定を実施し、水環境の的確な把握に努めます。	① 公共用水域の水質調査
事業活動による水質汚濁の未然防止	■ 公害防止協定を締結している工場・事業場などと協力し、水質汚濁の防止に努めます。 ■ マニュアル作成などにより、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。 ■ 水道水源保全のための普及啓発を行います。 ■ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。	② 公害防止協定に基づく立入調査 ○ 公害関係法令手続きの支援（P32 参照） ○ 有機質肥料活用センターの有効活用、家畜排せつ物の適正処理指導（P12 参照） ③ 釧路川水質保全協議会を通じた普及啓発 ○ がんばる企業応援資金の活用（P32 参照）
生活排水の適正処理	■ 未水洗化世帯への下水道接続および合併処理浄化槽設置を促進していきます。 ■ 単独処理浄化槽からの転換促進を図るとともに、浄化槽の適正管理を推進します。 ■ 下水道施設などの適正な管理運営を進めます。	④ 生活排水の適正処理 ⑤ 公共下水道への接続促進 ⑥ 合併処理浄化槽の普及と適正管理の促進 ⑦ し尿・浄化槽汚泥の処理 ⑧ 公共下水道の整備

【湖沼】

■ 春採湖

春採湖は、本市の東部にあり、春採川の中流部に位置する海跡湖です。太平洋に隣接しており、満潮時には流出河川から海水が逆流する汽水湖となっています。

令和5年度のCOD75%値については、2つの環境基準点ともに環境基準の5 mg/Lを超えています。

春採湖の諸元	
流域面積	4.25 km ²
湖面積	0.36 km ²
湖周囲	4.7 km
標高	0.78 m
水深	最大5.8 m 平均2.5 m※
湖容積	899,000 m ³

※ 平均水深 (m) = 湖容積 (m³) ÷ 湖面積 (m²)
 ※ 第4次春採湖環境保全計画による。

■ 阿寒湖

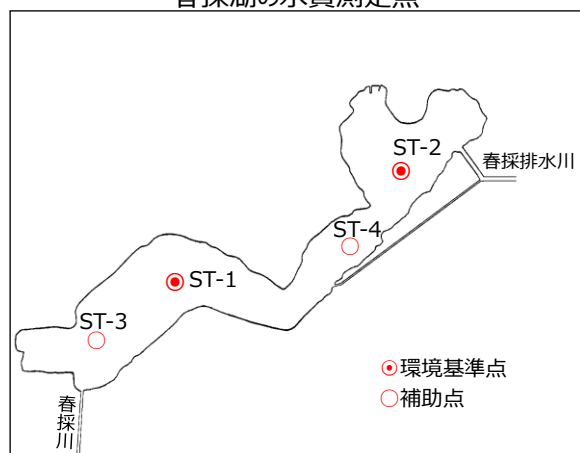
阿寒湖は、雌阿寒岳と雄阿寒岳にはさまれた淡水湖で、火山活動の陥没によってできたカルデラ湖です。環境基準の生活環境項目においては、水域類型がAA類型、窒素・りんがⅢ類型に指定されています。

北海道では、令和5年度にST-1～3の3点において水質測定を行っており、令和5年度のCOD75%値については、3地点ともに環境基準の1 mg/Lを超えています。

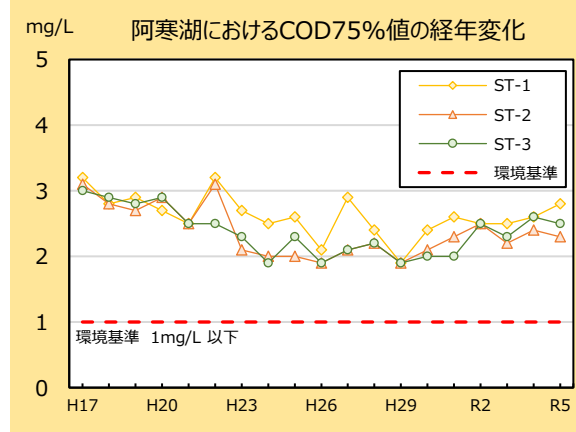
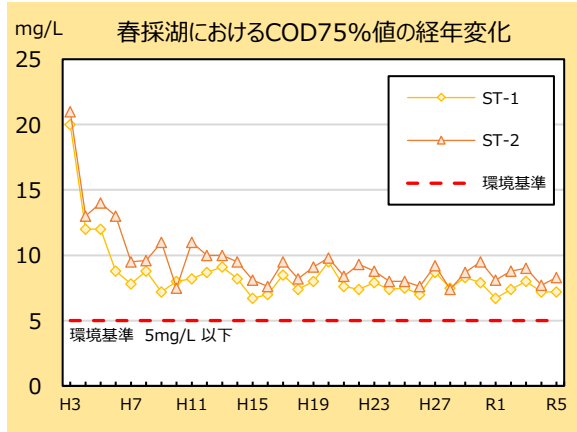
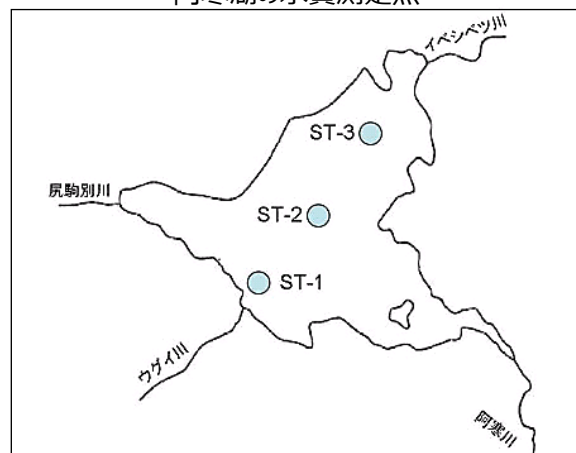
阿寒湖の諸元※	
湖面積	13.3 km ²
湖周囲	25.9 km
標高	420 m
水深	最大42.0 m 平均18.7 m

※ 北海道の湖沼（2005年度版）による。

春採湖の水質測定点



阿寒湖の水質測定点



【海域】

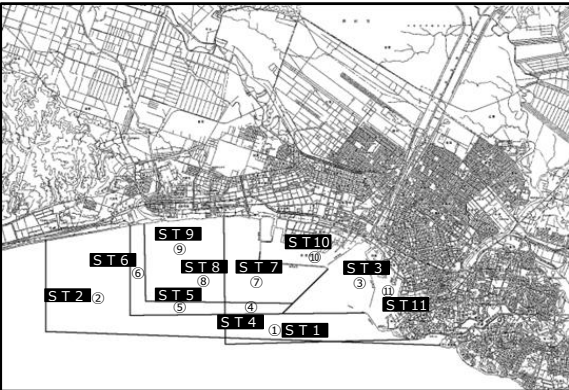
釧路海域の環境基準は海域の利用状況により3つの類型が指定されており、北海道では11の環境基準点において水質の測定を行っています。

令和5年度のCOD75%値については、11地点のうち6地点で環境基準の超過がみられました。

令和5年度 釧路海域におけるCOD環境基準達成状況
(単位：mg/L)

測定点	類型	環境基準	COD 75%値	達成状況
ST-1	A	2	3.0	×
ST-2			2.9	×
ST-3			4.0	×
ST-4	B	3	3.4	×
ST-5			3.0	○
ST-6			3.5	×
ST-7			2.6	○
ST-8			2.8	○
ST-9			3.2	×
ST-10	C	8	3.3	○
ST-11			4.7	○

釧路海域の水質測定点



【地下水】

本市における地下水の水質の常時監視については、北海道が作成する地下水の水質測定計画に基づき、北海道開発局および北海道が実施しています。

令和5年度は釧路市内において調査実施対象井戸がありませんでした。

事業活動による水質汚濁の未然防止

②公害防止協定に基づく立入調査

本市は、公害防止協定を締結している事業者のうち、日本製紙(株)釧路事業所、王子マテリア(株)釧路工場、釧路コールマイン(株)の3社から、排水などの測定結果の報告や立入検査などを通じて、協定値の遵守状況を確認しています。

令和5年度は各社に年12回の立入を行い、3社とも協定値を遵守していました。

③釧路川水質保全協議会を通じた普及啓発

水道水源である釧路川の水質保全を進めるため、釧路湿原自然再生協議会への参加、釧路川だよりの作成、釧路川水質保全協議会を通じた普及啓発活動を行っています。

令和5年度は弟子屈町役場で釧路川の水質保全に関するパネル展を開催しました。また、年2回発行している「釧路川だより」を通じて、油類や家畜糞尿などの流出による水質事故防止についての啓発を行いました。

生活排水の適正処理

④生活排水の適正処理

台所や風呂、洗濯の排水などの生活雑排水は、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯では未処理のまま排出されており、河川などを汚濁する原因となっています。このため、公共下水道の処理区域内においては下水道への接続を、区域外については合併処理浄化槽への転換を促進しています。

また、浄化槽を使用している場合でも、浄化槽法で義務付けられている法定検査の受検などの適正な維持管理が必要です。本市では、法定検査を行う北海道浄化槽協会と連携しながら、法定検査の結果、不適正となった世帯や未受検者に対する指導を行っています。

令和5年度 浄化槽法第11条に基づく検査結果

検査結果など	浄化槽基数
適正	283
おおむね適正	31
不適正	28
休止	60
未受検	29
合計	431

⑤公共下水道への接続促進

本市では公共下水道への接続を促進するため、未水洗家屋への督促の実施や、水洗便所改造資金に対する無利子融資あっせん補助金の交付を行っています。

令和5年度は融資あっせん0件、補助金交付0件でした。

⑥合併処理浄化槽の普及と適正管理の促進

本市では、公共下水道の計画区域外に居住する方を対象に、平成22年度から合併処理浄化槽の設置費補助事業を、平成25年度から維持管理費補助事業を実施しています。

令和5年度 合併処理浄化槽の補助件数

補助事業名	釧路地区	阿寒地区	音別地区
設置費補助	1	0	0
維持管理費補助	23	53	10

⑦し尿・浄化槽汚泥の処理

本市では、公共下水道の未整備地区を中心にし尿や浄化槽汚泥などを収集し、大楽毛下水終末処理場で処理しています。

令和5年度末時点で、3,000件のし尿収集の登録がされています。

⑧公共下水道の整備

本市では、生活環境の清潔さ・快適性を高め、浸水などの防止を図るとともに、河川や湖沼、海域などの水質や自然環境を保全するため、積極的に公共下水道の整備を進め、その利用の促進に努めてきました。

令和5年度末の整備状況は6終末処理場と10ポンプ場が稼動しており普及率は98.6%、市内の終末処理場における流入水量の合計は28,451千 m^3 となっています。

また、下水道管の機能保持のため、管渠の修繕と清掃を行っており、令和5年度は1,771箇所の修繕と25,071mの清掃を実施しました。

音環境の保全

【1】環境の状況

関連する
SDGs



騒音・振動は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は、発生源が事業場、建設作業や交通機関、さらには私たちの家庭生活によるものまで多種多様です。振動は、事業場、建設作業、道路などから発生する振動が主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源は騒音とほぼ同一であり、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市における騒音に関する苦情としては、建設作業によるものが最も多く、また、住宅と近接している事業場からの騒音についても苦情が寄せられています。近年では、生活様式の多様化に伴い、日常生活に起因する近隣騒音などによる苦情が寄せられています。

これらの音環境の把握のため、本市では一般環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音の測定を実施しています。

目標と管理指標

指 標	基準年 2019年度 (令和元年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	目標値 2030年度 (令和12年度)
一般地域における騒音に係る 環境基準の達成率	100%	100%	100%	100% (100%を維持)
自動車騒音に係る環境基準達成率 (昼夜とも達成)※	98.0%	99.6%	98.9%	100%

※評価する区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居など（事務所ビルや工場は対象外）のうち、環境基準を達成していると推計される戸数の割合。

静かな生活環境を保全するために法律や条例で規制される施設

騒音・振動に係る法律や条例では、事業場から発生する騒音・振動について、規制基準などが定められており、騒音・振動を発生させる事業者はこの基準を守らなければなりません。

	規制対象となる騒音発生施設	規制対象となる振動発生施設
騒音規制法 振動規制法	原動機の定格出力などが一定規模以上の金属加工機械、空気圧縮機、送風機など	原動機の定格出力などが一定規模以上の金属加工機械、圧縮機など
北海道公害防止条例	騒音規制法の指定地域外に設置される原動機の定格出力などが一定規模以上の金属加工機械、空気圧縮機、送風機など	振動規制法の指定地域外に設置される原動機の定格出力などが一定規模以上の金属加工機械、圧縮機など
釧路市公害防止条例	騒音規制法の指定地域内に設置される定格出力が一定規模以上の固定式エンジンやジーゼル発電機など	

本市において騒音・振動に係る法律や条例の対象となる施設の届出数は、右表のとおりです。

令和5年度 騒音・振動規制法などに基づく特定施設の届出数

区分	騒音発生施設	振動発生施設
騒音・振動規制法	1,106	350
北海道公害防止条例	1,050	368
釧路市公害防止条例	62	-

〔2〕施策

騒音・振動の防止

	施策の方向性	取組
音環境の現況把握	■ 一般環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音の測定を実施し、騒音・振動的な把握に努めます。	① 騒音・振動測定調査
事業活動による騒音振動の未然防止	■ 公害防止協定を締結している工場・事業場などと協力し、騒音振動の防止に努めます。 ■ 関係法令に基づく特定事業場や特定建設作業に対し、規制や指導を実施します。 ■ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ■ マニュアル作成などにより、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。	② 公害防止協定に基づく立入調査 ③ 騒音・振動規制法、釧路市公害防止条例などによる指導 ○ がんばる企業応援資金の活用（P32 参照） ○ 公害関係法令手続きの支援（P32 参照）
自動車交通対策	■ 公共交通機関の利便性向上や、歩道・自転車道の整備など、環境負荷の低い交通体系の構築に努めます。 ■ エコドライブを推進します。	○ 乗合タクシーの運行（P7 参照） ○ エコドライブ講習会の実施（P6 参照）

音環境の現況把握

① 騒音・振動測定調査

■ 一般環境騒音

本市では、一般地域における騒音の実態を把握するため、環境騒音調査を実施しています。土地利用状況を考慮して、14地点を選定し、7地点ずつ2年に分けての定点測定を実施しています。

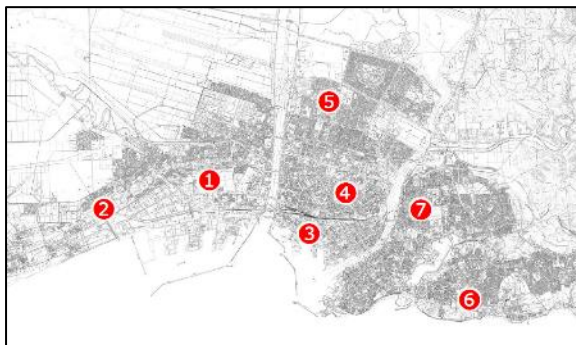
令和5年度は7地点について調査を実施し、全地点で昼夜ともに環境基準を達成しています。

令和5年度 一般地域における騒音測定結果

測定地点	用途地域	測定値(dB)		環境基準(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
① 鳥取大通5-11	一住	50	40	55	45
② 星が浦大通4-6	準工	45	40	60	50
③ 仲浜町4	工業	52	45	60	50
④ 中島町10	二中	47	42	55	45
⑤ 文苑4-14	一低	42	34	55	45
⑥ 興津2-25	一中	36	32	55	45
⑦ 緑ヶ岡2-21	一中	41	32	55	45

※ 昼間：6～22時、夜間：22～6時
 ※ 測定値は等価騒音レベル

令和5年度 環境騒音測定地点図



■ 用途地域とは

都市計画法では、用途の混在を防ぐことを目的に住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めており、13種類があります。

表中の用途地域	
一住	第一種住居地域
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
二中	第二種中高層住居専用地域
準工	準工業地域
工業	工業地域

■自動車騒音

本市では、騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施しています。

令和5年度は、主要幹線道路などに面する地域9地点において、自動車騒音の測定を実施しました。

測定した数値は、騒音規制法に基づき定められた自動車騒音の要請限度と比較します。

令和5年度は要請限度を超過した地点はありませんでした。

令和5年度 自動車騒音測定結果

測定地点	測定値 (dB)		要請限度 (dB)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
①一般国道38号 (星が浦大通4-4)	68	62	75	70
②一般国道38号 (北大通2-1)	65	56		
③釧路停車場線 (北大通11-3)	61	51		
④釧路港線 (南大通1-2)	61	56		
⑤新富士停車場線① (鳥取南5-13)	66	59		
⑥新富士停車場線② (鳥取南8-5)	66	58		
⑦柳橋通 (愛国西1-25)	64	55		
⑧久寿里橋通① (大川町7)	65	58		
⑨久寿里橋通② (鶴ヶ岱3-7)	66	57		

※ 昼間: 6～22時、夜間: 22～6時

また、測定結果や交通量をもとに、直近5カ年の道路に面する地域における騒音レベルを推計したところ、住居など14,943戸、道路総延長84kmについて98.9%が昼夜とも環境基準を達成しました。

平成30年度～令和5年度
道路に面する地域における環境基準達成状況

住居など 14,735戸 道路総延長 84km	昼夜とも環境基準達成	98.9%
	昼間のみ環境基準達成	0.0%
	夜間のみ環境基準達成	0.3%
	昼夜とも環境基準超過	0.8%

■道路交通振動

本市では、道路交通振動の実態を把握するため、自動車騒音と同地点で測定しました。道路交通振動についての環境基準は設定されていませんが、昼間、夜間とも特に問題となるような大きな値は測定されず、令和5年度は全ての地点で要請限度を大幅に下回りました。

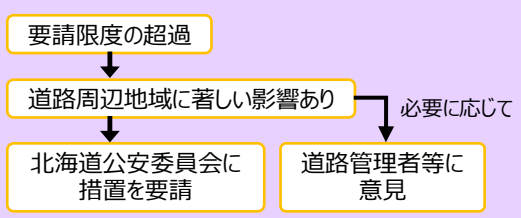
令和5年度 道路交通振動測定結果

測定地点	測定値 (dB)		要請限度 (dB)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
①一般国道38号 (星が浦大通4-4)	42	33	70	65
②一般国道38号 (北大通2-1)	49	38	70	65
③釧路停車場線 (北大通11-3)	40	27	70	65
④釧路港線 (南大通1-2)	36	28	70	65
⑤新富士停車場線① (鳥取南5-13)	40	30	70	65
⑥新富士停車場線② (鳥取南8-5)	37	27	70	65
⑦柳橋通 (愛国西1-25)	44	31	65	60
⑧久寿里橋通① (大川町7)	43	31	70	65
⑨久寿里橋通② (鶴ヶ岱3-7)	39	27	65	60

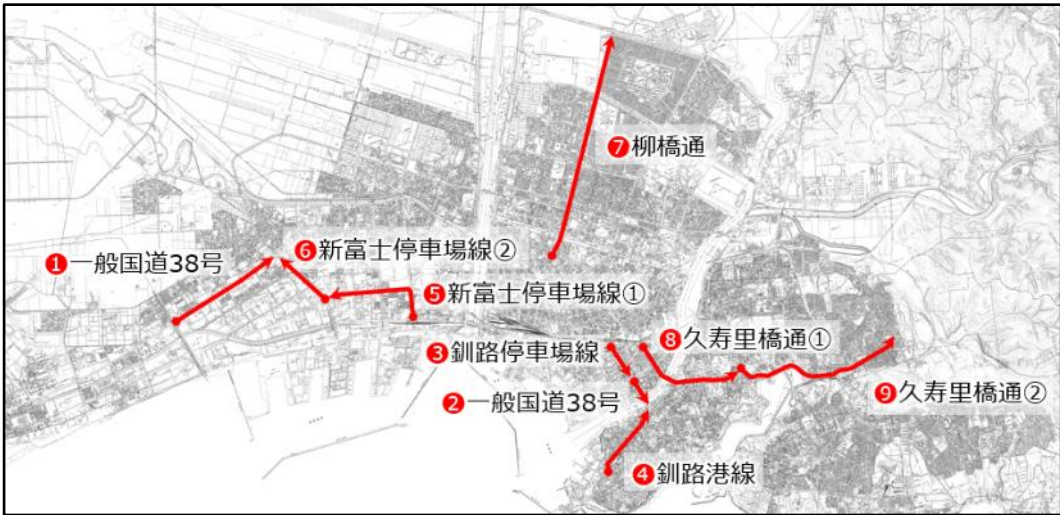
※ 昼間: 8～19時、夜間: 19～8時

■要請限度とは

騒音規制法および振動規制法に基づき環境省令で定める自動車騒音・振動の限度であり、市長は次のような対応が認められています。



令和5年度 自動車騒音・道路交通振動測定地点図



■ 航空機騒音

本市では、釧路空港周辺の地域内の2地点で調査を実施しています。

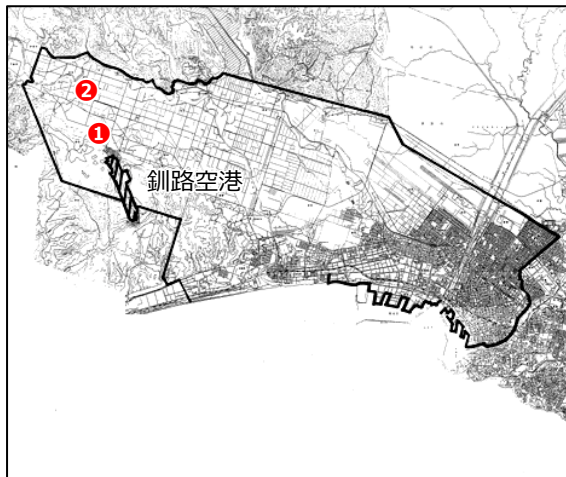
令和5年度は全地点で環境基準を達成しました。

令和5年度 航空機騒音測定結果

測定地点	類型	測定値(dB)	環境基準(dB)
① 駒牧2	Ⅱ	47	62
② 桜田11		43	

※ 測定値は時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

航空機騒音測定地点図



※ 太線枠内：航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域

事業活動による騒音振動の未然防止

② 公害防止協定に基づく立入調査

本市では、公害防止協定を締結している事業者のうち、工場騒音に関して、日本製紙(株)釧路事業所、王子マテリア(株)釧路工場および(株)釧路火力発電所の3社と法規制値以下の協定値を定めています。

協定値の遵守状況は、3社から環境データの報告を受け、検証し確認しているほか、立入検査や指導を行っています。

令和5年度は3社とも協定値を遵守していました。

③ 騒音・振動規制法、釧路市公害防止条例などによる指導

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打ち機などを使用する作業については、「騒音規制法」、「振動規制法」により特定建設作業として届出義務が課せられており、発生する騒音・振動および作業時間などについて規制されています。

本市では、特定建設作業を施工しようとする事業者に対して周辺住民への事前説明や騒音防止対策の実施などの指導を行っています。

また、「釧路市建設作業指導要綱」により、作業が1日で終了する場合や指定地域以外で行われる場合、または無騒音・無振動工法など特定建設作業に該当しない場合でも、工事内容の報告書の提出を求め、法規制に準じた指導を行っています。

令和5年度 特定建設作業の届出および指導件数

届出および指導内容	件数
特定建設作業届出	16
改善勧告	0
改善命令	0

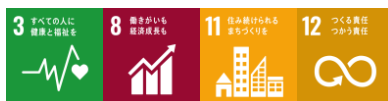
4 快適な生活環境の確保

【1】環境の状況

近年の公害苦情は、産業活動に関するものに加え、身近な市民生活によるものも増えてきており、法令で対応しきれないものは当事者同士のコミュニケーションを図り、解決していくことが重要です。また、我々の身の回りにある多種多様な化学物質は、日

常生活や事業活動に恩恵を与える一方で、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあります。これら化学物質の排出抑制はもとより、排出量の実態把握が重要となります。

関連する
SDGs



公害苦情の状況

令和5年度に本市に寄せられた公害苦情は63件で、昨年度と同様の件数でした。公害の種類別みると、騒音およびその他（不法投棄）が全体の60.3%を占めています。

騒音に関わる苦情については、工事現場における重機使用による音の他、事業者による営業騒音、近隣住民による生活音など多岐にわたります。

公害苦情件数の推移

年度	大気汚染			水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス						
令和元年度	13	5	0	0	14	2	9	14	57
令和2年度	12	1	0	1	25	3	10	13	65
令和3年度	6	1	0	0	26	6	9	16	64
令和4年度	10	3	0	1	19	9	8	13	63
令和5年度	4	4	0	2	21	5	10	17	63

【2】施策

公害防止対策

施策の方向性		取組
公害の未然防止	■ 公害防止協定を締結している工場・事業場などと協力し、公害の未然防止に努めます。 ■ 公害関係法令に係る届出の受付審査をし、規制基準などの指導を行います。 ■ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ■ 公害苦情の受付および発生源への指導などを行います。 ■ 特定建設作業などに関する届出を徹底させ、現況の把握と現場周辺への周知を図ります。 ■ マニュアル作成などにより、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。	① 公害防止協定検討会議 ② 各種法令に基づく環境影響評価 ③ 市有施設の公害防止 ④ 最終処分場の適正な維持管理 ○ 野焼き防止および小型焼却炉使用防止の啓発、指導（P32 参照） ○ がんばる企業応援資金の活用（P32 参照） ○ 騒音・振動規制法、釧路市公害防止条例などによる指導（P42 参照） ○ 公害関係法令手続きの支援（P32 参照）

公害の未然防止

①公害防止協定検討会議

本市では、協定の内容についての検討や、協定で定められた事項の年次報告のため、公害防止協定を締結している事業者と会議を実施しています。

令和5年度は協定を締結している4社と各1回ずつ会議を実施しました。また、日本製紙(株)釧路事業所との会議においては、同事業所の紙・パルプ事業からの撤退に伴う協定の見直しについて検討を行いました。

②各種法令に基づく環境影響評価

環境影響評価は、大規模な開発事業を行う場合に、事前に環境への影響を調査・予測・評価を行い、深刻な公害や自然破壊を防ぐための制度です。国では「環境影響評価法」、北海道では「北海道環境影響評価条例」が定められています。

このほか、各種法令においても、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う者が、自然環境や生活環境の保全のため適正な配慮に努める仕組みが整備されています。

令和5年度 各種法令に基づく評価実施件数

法令名称	件数
環境影響評価法	1
北海道環境影響評価条例	1
河川法	0
砂利採取法	7
採石法	0
鉱業法	1
大規模小売店舗立地法	3

③市有施設の公害防止

市有施設においては、率先して公害の防止に取り組むため、ボイラーなどの設備を更新する際は、より環境負荷の低いものへの入れ換えを進めています。

また、各種法令に基づく特定施設については、必要に応じて測定や記録を行っています。

④最終処分場の適正な維持管理

最終処分場では遮水シートを敷設し、浸出水の地下浸透を防止しています。

本処分場の地下水については、法令などに基づき定期的にモニタリング調査を行い、周辺地下水へ影響のないことを確認することとし、今後も継続して適切な維持管理を行っています。

また、粉じんおよび悪臭防止対策として、層状埋立の維持に努めるとともに、埋立作業面の状況を踏まえて即日覆土などを実施しています。

有害化学物質汚染の防止

	施策の方向性	取組
有害化学物質汚染の現況把握	■ 北海道と連携し、大気・水・土壌などに含まれる有害化学物質の的確な把握に努めます。	⑤ダイオキシン類 ⑥土壌汚染
事業活動による有害化学物質汚染の未然防止	■ 廃棄物の不適正な焼却を防止するため、法令などに基づく指導や啓発を進めます。 ■ 農薬などによる土壌の汚染などを防止するため、農地や公共施設などにおける農薬などの適正な使用と管理に努めます。 ■ 公共事業などにおける有害化学物質汚染の防止に努めます。 ■ 公共施設における有害化学物質の使用状況把握と、適正な処分に努めます。 ■ 産業廃棄物処理施設の設置者と「環境保全に関する協定」を締結し、環境への配慮を推進します。 ■ 有害ごみの適正処理を推進します。	○ 野焼き防止および小型焼却炉使用防止の啓発、指導（P32 参照） ⑦RV モデル農園、市民農園における農薬の適正使用・管理 ⑧揮発性有機化合物（VOC）対策 ⑨市有施設 PCB 使用状況の把握と適正処分 ⑩産業廃棄物処理施設への指導、事業者との環境の保全に関する協定の締結

有害化学物質汚染の現況把握

⑤ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法により、大気の汚染、水底の底質を含む水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却によるものですが、その他に、たばこの煙、自動車の排ガスなどの様々な発生源があります。

ごみ焼却施設の釧路広域連合清掃工場では、排ガス処理施設で取りきれなかった部分が大気中に排出されます。

このため、毎年排ガスの濃度測定を行っており、令和5年度は、基準値をはるかに下回る結果となっています。

また、本市における一般環境のダイオキシン類の濃度は、北海道が調査しており、令和5年度は、大気、釧路川中流の公共用水域の水質、底質ともに環境基準を達成しています。

令和5年度 釧路広域連合清掃工場のダイオキシン類濃度測定結果

区分	採取位置	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	平均値 (ng-TEQ/m ³ N)
1号炉	煙突中間	0.1以下	0.0034
2号炉			0.0032

※ 各炉、2回測定の平均値
※ 基準値はダイオキシン類対策特別措置法で定められたもの

令和5年度 ダイオキシン類調査結果※

測定項目	測定地点	環境基準 (pg-TEQ/m ³)	平均値・測定値 (pg-TEQ/m ³)
大気	春採測定局	0.6	0.0083
水質	愛国浄水場取水口	1	0.067
底質	愛国浄水場取水口	150	0.25

※ 大気は2回測定の平均値、水質、底質は1回の測定値
※ 令和6年12月発行の北海道環境白書'24による

⑥土壌汚染

土壌は、一度汚染されると有害物質が蓄積され、汚染された状態が長く続く特徴があります。

土壌汚染対策法では、土壌汚染状況調査の結果、汚染が判明した土地について、健康被害が生ずるおそれがある場合には要措置区域、健康被害が生ずるおそれがない場合には形質変更時要届出区域に指定されます。令和5年度末時点で、市内3区域が北海道から形質変更時要届出区域として指定されています。

事業活動による有害化学物質汚染の未然防止

⑦RV モデル農園、市民農園における農薬の適正使用・管理

釧路地域に適した有用作物の栽培試験研究を行う試験ほ場であるRV農園においては農薬の適正な管理に努めたほか、市民に耕作体験の場および収穫体験の場を提供する市民農園においては、農園利用者へ農薬の適正な使用や管理について指定管理者より必要に応じて助言を行いました。

⑧揮発性有機化合物（VOC）対策

VOCは、住宅などの新建材・内装材に使われる接着材や塗料に含まれています。これらが揮発すると、室内の空気がホルムアルデヒドなどの化学物質に汚染され、人の健康障害を引き起こすシックハウス症候群の原因となります。

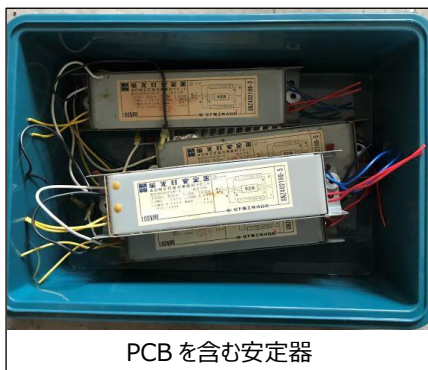
そのため、本市では市有施設の全ての工事において施設の室内環境に考慮した対策を実施しています。

令和5年度は、堀川団地A棟公営住宅、グリーン団地A棟公営住宅、川東団地A棟公営住宅、阿寒アイスクラフトセンターでVOC測定を実施し、厚生労働省の指針値以下であることを確認しました。

⑨市有施設 PCB 使用状況の把握と適正処分

本市では、市有施設所管課の管理のもと、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれる機器の保有状況を北海道へ届け出しています。

高濃度 PCB 廃棄物については令和5年3月31日が処分期限となっており、全庁的に処分を実施しております。また低濃度 PCB については、令和9年3月31日が処分期限となっており、期限内に処分されるよう各課で適正に管理されています。



⑩産業廃棄物処理施設への指導、事業者との環境の保全に関する協定の締結

産業廃棄物の処理は、排出事業者処理責任があり、通常、排出事業者自らが処理するかまたは許可を受けた処理業者に委託して処理されています。北海道では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者や処理業者による適正処理の指導を行っています。

このほか、北海道では、産業廃棄物処理施設の設置に際して、事前協議書の提出を求めるなどの事業者への指導を行っています。

また、本市では、北海道と連携して生活環境や自然環境などに配慮した適切な対応を求めるため、処理施設設置者と「環境の保全に関する協定」を締結し、適正処理の促進に努めています。

令和5年度末時点で、10カ所の産業廃棄物処理施設と協定を締結しています。

良好な景観形成の推進

関連する
SDGs



【1】環境の状況

景観は、日常生活や事業活動、自然・歴史・文化などの周辺環境が重なり合って形をなす佇まいであり、潤いのある個性豊かなまちづくりには不可欠なものです。

本市は、優れた自然の風景地である阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、阿寒・音別地域における森林や田園、丘陵などの自然景観とともに、幣舞橋や釧路フィッシャーマンズワーフMOOが立地する都市的景観を有しています。このような良好な景観を保全するため、建築物などの新築、増改

築などに対して、周辺景観との調和について協力を求めるなどの対応を図ってきました。

2008年（平成20年）には、より一層の景観施策を推進するため、本市は、景観法に基づく景観行政団体となり、2009年（平成21年）には、釧路市景観計画を策定しました。今後は、釧路市景観計画に基づく実効性ある施策を進め、多彩な景観資源を守り、育て、その価値を高めながら将来世代へと引き継ぐことが重要となります。

【2】施策

良好な景観の形成

施策の方向性		取組
景観法に基づく行為の届出の受理	■ 景観法に基づく行為の届出を受け、景観形成基準に基づき良好な景観形成を誘導します。	① 景観法に基づく行為の届出の受理
景観形成推進区域の保全	■ 地域の景観特性を生かすため、景観形成推進区域の保全を図り、周辺景観との調和を求めます。	② 景観計画重点区域、景観形成推進区域の指定 ③ 農村景観形成活動事業
景観重要建築物、景観重要樹木の指定	■ 特徴的な外観を有し、地域のシンボルとなる建築物や樹木を指定し、これらの良好な保全に努めます。	④ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定 ⑤ 花時計の花植え込み
景観づくりの普及、啓発	■ 景観づくりに関する普及、啓発活動を行い、景観に対する市民意識の向上を図ります。	⑥ 違反広告物簡易除去 ⑦ 景観づくりに関する普及啓発活動 ⑧ 公共建築物の景観配慮 ⑨ 空き地の適正管理 ⑩ 道路の管理

景観法に基づく行為の届出の受理

① 景観法に基づく行為の届出の受理

一定規模を超える建築などの行為を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要です。令和5年度は25件の届出がありました。

景観形成推進区域の保全

②景観計画重点区域、景観形成推進区域の指定

特に良好な景観づくりを進める区域として、地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある区域や、観光の振興や文化の交流の促進を図る上で良好な景観を形成する必要がある区域を「景観計画重点区域」、良好な自然景観や田園景観を有し周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域を「景観形成推進区域」として指定します。

平成16年4月から道道釧路空港線周辺地区を景観形成推進区域として指定しています。

③農村景観形成活動事業

農業農村交流拠点施設のある山花地区を中心として農村景観形成の整備振興を図るため、市民協働で植栽などを行っています。令和5年度は延べ21人が参加し、コリウス、パチュニアなど200株栽しました。



景観重要建築物、景観重要樹木の指定

④景観重要建造物、景観重要樹木の指定

特徴的な外観を有し地域のシンボルとなる建築物や樹木を景観重要建造物、景観重要樹木に指定します。現在該当する物件はありません。

⑤花時計の花植え込み

本市中心部のシンボルである花時計において花の入れ替えを実施し、市民や観光客の目を楽しませました。



令和5年度 花時計の花入れ替え状況

入れ替え時期	花の種類	株数
5月	パンジー	1,300
6月	マリーゴールド	1,300
8月	ペゴニア	1,300
10月	小菊	480

景観づくりの普及、啓発

⑥違反広告物簡易除去

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として親しまれ、見る人に楽しさを与え、街の賑わいを演出します。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると、景観や環境を損ないます。屋外広告物と都市・自然景観や環境との調和を図り、広域な北海道における適切な屋外広告物行政を推進するため、北海道条例により屋外広告物のルールが定められています。

本市では北海道より権限移譲を受け、美しい街並みなど良好な景観の形成に取り組むため、北海道と連携を図り、屋外広告物の規制を適切に実施しています。

⑦景観づくりに関する普及啓発活動

景観づくりに関する普及啓発活動の一環として、釧路市景観計画の概要や、釧路らしい魅力ある景観づくりについての出前講座を行っています。

また、景観について興味関心を持ってもらうため、8月から9月にかけて、コミュニティーセンターなど、市内6カ所でパネル展示を行っています。

⑧公共建築物の景観配慮

学校などの公共施設の整備に当たっては、周辺の景観との調和を図るよう景観の配慮に努めています。令和5年度は、釧路市景観審議会色彩部会に係る審議対象物件の建設がなかったことから、開催しませんでした。

⑨空き地の適正管理

本市では、空き地の所有者が適正な管理を行うように、「釧路市空き地管理指導要綱」を定め、所有者への指導や草刈業者のあっせんを行っています。

令和5年度は、空き地に関する苦情に対し、要綱に基づく指導を39件実施しました。

また、市有地（未利用地）については草刈を行っており、令和5年度は39,446㎡の草刈を行いました。

⑩道路の管理

本市では、舗装道路の計画的な維持補修や路面の清掃、草刈り、適正使用の指導を行っています。

令和5年度 道路の管理状況

舗装道路の維持補修	(36路線) 3.6km
路面の清掃	1,044.1km
排水路の草刈	4.7km
道路路肩の草刈	280.0km
適正使用の指導	36件

ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保

関連する
SDGs

【1】環境の状況

本市の主な緑は、豊かな自然環境を有する森林や湿原、平野部の農地、自然と市街地を結ぶ河川、そして市街地やその周辺の緑地から構成されています。

これらの緑化を推進するため、公園・緑地の整備

を行うとともに、市街地周辺に存在する本市の恵まれた自然環境とのつながりにも配慮しながら、市民・事業者と連携協力した緑化活動などを進める必要があります。

参考 「第2次釧路市緑の基本計画」における目標

	基準年度（2019年度）	目標年度（2040年度）
都市公園区域における都市公園の面積		25m ² /人以上の維持保全
市街化区域における都市公園の面積	175ha	178ha※
市民、事業者、行政の協働で維持管理する公園数	延べ126カ所	延べ132カ所
改修や更新を行う公園数		概ね20年間で130カ所

※整備予定の公共施設緑地を含む。目標年次は、おおむね2030年度（令和12年度）とする。

【2】施策

緑化による環境保全

	施策の方向性	取組
貴重な自然資源の維持保全の継続	■ 釧路湿原や阿寒湖周辺の森林などを、周辺市町村や関係機関と連携しながら維持保全に努めます。 ■ 阿寒湖周辺に観光地として自然と身近にふれあえる環境を創出します。 ■ 阿寒地域、音別地域の大部分および釧路地域外縁部に見られる豊かな森林資源や阿寒川、舌辛川、音別川などの河川環境を、動植物の多様性に配慮しながら維持保全を図ります。	○ 阿寒湖畔ビジターセンター運営推進協議会（P22 参照） ○ 釧路湿原国立公園連絡協議会（P21 参照） ① 自然や文化を活かした観光施策 ○ 地域制緑地などの制度活用状況（P22 参照）
市街地の緑の保全	■ 新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川などの川沿いの緑を維持保全します。 ■ 春採湖や武佐の森緑地などの貴重な自然環境を維持保全します。 ■ 既存の公園緑地などの適切な維持管理に努めるとともに、地域住民と協力して行う花壇づくりなどの緑化活動を継続して行います。	② 新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川などの川沿いの緑の維持保全 ③ 春採公園の整備 ④ 武佐の森の整備 ⑤ 「緑の愛護賞」表彰 ⑥ 企業立地促進条例に基づく補助金の交付 ⑦ 公園花壇づくり ⑧ 公園への植樹 ○ 植樹・育樹事業（P7 参照） ⑨ 花いっぱい運動推進事業 ⑩ ボランティアサポートプログラム事業 ⑪ 街のみどりパネル展
環境維持機能を持つ緑の保全	■ 釧路地域郊外にある国立公園地域界までの湿地帯において、現況植生の維持について配慮します。 ■ 「グリーンインフラ」に関する取り組みを進めます。	○ 釧路湿原の保護、保全を図るための都市的土地利用の考え方（P22 参照） ⑫ グリーンインフラに関する取り組みの推進

貴重な自然資源の維持保全の継続

①自然や文化を活かした観光施策

環境省の「国立公園満喫プロジェクト」（国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る取組み）に選定されている阿寒摩周国立公園では、自然環境の保全を踏まえ、資源やエリアなどを新たに活用する取組みが推進されており、これまで遊歩道を活用した夜のデジタルアートプログラムの整備などが行われてきました。

令和5年度は、アドベンチャートラベル（AT）の推進を図るため、札幌で行われた世界最大のATイベント「ATWS2023」への参加及び会期終了後に当地域で開催した「ポストサミットアドベンチャー」を通し、海外AT関係者との商談やネットワーク強化等を行いました。

市街地の緑の保全

②新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川などの川沿いの緑の維持保全

本市を流れる河川は、市街地の緑の大きな軸を形成してします。これら河川沿いの緑を親水空間として整備し有効活用するなどして維持保全に努めています。（P52 参照）

③春採公園の整備

春採湖を包含する春採公園は、市街地内において貴重な自然に恵まれ、自然観察ができる憩いの場として多くの市民に親しまれています。野草園や野鳥観察などの施設、春採湖を1周できる周遊園路はジョギングや散策に利用されています。

④武佐の森の整備

武佐の森は、市街地に接した緑地で、野鳥をはじめとする野生生物が数多く見られるなど豊かな自然が残っています。また、貝塚や住居跡などの遺跡も多く、地域住民の憩いの場、環境学習の場となっており、散策路や広場、休憩施設などが整備されています。

⑤「緑の愛護賞」表彰

公園や道路の美化・緑化活動を長年続けている個人や団体を表彰しています。

令和5年度は個人の部3件を表彰しました。

⑥企業立地促進条例に基づく補助金の交付

本市では、「釧路市企業立地促進条例」に基づき、敷地面積や建物面積が一定規模以上の工場の新設または増設に際して、緑地の整備費用の一部を補助しています。

⑦公園花壇づくり

令和5年度は、地域の住民と協力し、柳町公園Dブロックに750株の花苗で花壇整備をしました。

また「緑いっぱい市民運動」世話人会が、鶴ヶ岱公園他5公園にチューリップの球根15,350球、栄町平和公園他4公園にブルーサルビア、マリーゴールドなどの花苗2,981株を植えました。

⑧公園への植樹

令和5年度は、鳥取10号公園にミズナラ5本を植えました。

また、市民と協力して花壇づくりを行っている「はなはな広場」がある柳町公園Dブロックでは、寄付を受けてチョウセンヤマツツジ18株を植えました。

⑨花いっぱい運動推進事業

阿寒地域の国道240号線の両側歩道への花の植栽および清掃活動を実施しています。

令和5年度は植栽、清掃活動などに延べ3,186人が参加しました。



⑩ボランティアサポートプログラム事業

音別地域の国道38号線沿い植樹柵への花の植栽および歩道清掃を実施しています。

令和5年度は植栽、清掃活動などに延べ215人が参加しました。



⑪街のみどりパネル展

緑化意識の向上のため、前年度の花壇コンクールの写真パネルなどのほか、花の種の無料配布を行っています。

環境維持機能を持つ緑の保全

⑫グリーンインフラに関する取り組みの推進

グリーンインフラとは、ヒートアイランド現象の緩和や雨水の貯留浸透などの自然環境（緑）が有する多様な機能をインフラの整備や維持管理に活用する考え方です。

そのようなグリーンインフラの考え方の理解や浸透を図りながら、緑化による環境保全に関する各種施策の取り組みを進めています。

健康、レクリエーション機能の維持

施策の方向性		取組
公園などの整備および効率的な維持管理	■ 公園などを継続して整備するとともに、社会経済状況の変化に対応した適正な公園配置を行います。 ■ 多様な主体による管理体制の強化を図りながら、公園などの効率的な維持管理を行います。 ■ 身近な緑の拠点としての山花公園、釧路大規模運動公園および阿寒丹頂の里、音別憩いの森などについて、利用者のニーズ変化に対応した施設の管理運営に努めます。 ■ 釧路川リバーサイド緑地や市街地郊外で自然とふれあえる緑地など、市民に潤いを与える緑の保全に努めます。 ■ 山花公園や仁々志別川の緑地などを結ぶレクリエーションネットワークを形成する釧路阿寒自転車道の適切な維持管理を図ります。 ■ 既存の公園などの機能の集約や再編、長期未整備公園の廃止を含めた見直しを検討します。	⑬公園、緑地の整備 ⑭公園里親制度 ⑮釧路大規模運動公園の充実 ⑯親水空間の有効活用 ⑰山花公園、キャンプ場などの利用促進 ⑱長期未整備公園の見直し
親水性豊かな水辺の整備・管理	■ 千代ノ浦マリニパークなど、地域特性を生かした親水性豊かな水辺の整備・管理を進めます。	⑲千代ノ浦マリニパークの管理

公園などの整備および効率的な維持管理

⑬公園、緑地の整備

本市では、公園や緑地の整備や充実を進めています。本市には、「都市公園法」に基づく「都市公園」と、「釧路市ふれあい公園条例」に基づく「ふれあい公園」があります。

令和5年度末の市内の公園の開設状況は、次のとおりとなっています。

令和5年度 公園の開設状況

公園の種類		箇所	面積(ha)
都市公園	街区公園	208	41.53
	近隣公園	16	27.73
	地区公園	5	27.20
	総合公園	4	156.00
	運動公園	1	66.55
	特殊公園	1	0.63
	都市緑地	23	191.33
ふれあい公園		14	11.91
合計		272	522.88

⑭公園里親制度

本市では、清掃や草刈などの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を実施しています。

令和5年度 公園里親登録状況

里親（団体）数	活動人数
33	721人

⑮釧路大規模運動公園の充実

釧路大規模運動公園は、全国規模の大会も可能な総合体育館「湿原の風アリーナ釧路」や野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、ソフトボール場などの運動施設を供用しています。

園内には運動施設のほか、子供の広場や水辺広場、湿原を散策する木道なども整備されており、子どもから大人まで幅広い世代がスポーツはもとより、遊び、散策、休憩などさまざまな利用を通してリフレッシュし、健康増進を図ることができます。

令和5年度は駐車場舗装改修ほかの整備を行いました。



子供の広場（遊具、水辺）

⑯親水空間の有効活用

■ 釧路川リバーサイド緑地

幣舞橋からJR橋間を釧路川リバーサイド緑地として位置づけ、親水性豊かな河川空間を創出するため、ぬさまい広場をはじめとした6カ所の拠点広場や、堤防を利用したプロムナードが整備されています。観光客や市民に広く利用されています。

■ 港湾緑地

釧路港の港湾緑地周辺には、釧路フィッシャーマンズワーフ MOO・EGG や、幣舞橋、港文館などがあり、釧路川リバーサイドと一体となって、釧路を代表する景観が形づくられています。

また、臨海部防災拠点として整備された「耐震・旅客船ターミナル」は、平常時には旅客船のターミナルとして活用されることにより、隣接する観光拠点施設との一体的な賑わい空間の創出に貢献しています。

■ 新釧路川緑地

新釧路川は、水と緑による広い空間を形成し、郊外から市街地までを直線状に貫いている市の代表的な景観地です。

本市では、新釧路川の河川敷に野球場・サッカー場などの運動施設や園路、芝生、サイクリングロードなどが整備されています。

⑰山花公園、キャンプ場などの利用促進

山花公園は、旧釧路市と旧阿寒町にまたがる公園で、動物園、池広場、オートキャンプ場などが整備されています。

令和5年度はオートキャンプ場で七夕祭りやハロウィン祭りを実施しました。

⑱長期未整備公園の見直し

長期未整備公園とは、将来的に公園を整備する区域を定めているものの、長期間整備が行われていない公園を指します。

人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化や、コンパクトなまちづくりの推進など、公園を取り巻く環境は大きく変わってきており、長期未整備公園の中には当初の計画どおり整備する必要性が低下しているものもあります。

公園の必要な整備や維持管理に努める一方、長期未整備公園については、コンパクトなまちづくりを実現するための釧路市立地適正化計画を踏まえ、既に供用している公園とのバランスや地域の特性などを勘案しながら、廃止を含めた見直しを進めます。

親水性豊かな水辺の整備・管理

⑲千代ノ浦マリンパークの管理

千代ノ浦海岸では、漁港整備に併せて、市民が水辺に親しめる施設として、釣護岸、親水公園、休憩棟（バーベキューコーナー）などの施設が整備されています。

令和5年度は、4,930人が休憩棟（バーベキューコーナー）を利用しました。

